

環 境 政 策 局

報告項目

- 1 地球温暖化対策
- 2 環境保全
- 3 ごみの減量・再資源化
- 4 ごみ処理
- 5 し尿処理
- 6 産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進

1 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策条例の推進

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月に施行した。平成 22 年 10 月には、施策の推進状況及び社会経済情勢の変化を踏まえ、同条例の全部を改正する条例を制定し、平成 23 年 4 月（特定建築物への地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備設置、特定緑化建築物への緑化の義務規定については平成 24 年 4 月）から施行している。

改正条例では、中長期的な将来を展望し、温室効果ガス総排出量について、平成 42（2030）年度までに平成 2（1990）年度比で 40%削減、平成 32（2020）年度までに同 25%削減を目標として掲げている。

また、条例の具体的な行動計画として平成 23 年 3 月に策定した「京都市地球温暖化対策計画<2011～2020>」について、平成 24 年 3 月の市会決議「原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」を踏まえ、平成 25 年 12 月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた施策推進の方向性やリーディングプロジェクト等を反映させ、平成 26 年 3 月に改定した。

<市域からの温室効果ガス排出量>

年度	基準年 平成 2 (1990) 年度	前年度 平成 25 (2013) 年度	報告年度 平成 26 (2014) 年度	増減	
				基準年比	前年度比
温室効果ガス排出量 (万トン-CO ₂)	783.3	791.6	781.6	▲1.7 (▲0.2%)	▲10.0 (▲1.3%)
電気の CO ₂ 排出係数※ (kg-CO ₂ /kWh)	0.353	0.518	0.526	+49.0%	+1.5%

※ 「電気の CO₂ 排出係数」とは、1kWh を発電する際に排出される二酸化炭素量(単位:kg-CO₂/kWh)をいう。表中の値は、関西電力網を含む全ての電気事業者による市域への電力供給量から算定した CO₂ 排出係数である。

- 平成 26（2014）年度の温室効果ガス排出量は、約 782 万トンであり、前年度（2013 年度）に比べて 10 万トン、1.3%の減少となり、地球温暖化対策条例に定める削減目標の基準である平成 2（1990）年度の約 783 万トンと比べても、1.7 万トン、0.2%の減少と、3 年ぶりに下回った。
- 平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災以降、原子力発電の稼働停止に伴う電力不足を火力発電量の大幅な増加により補い、火力発電に著しく依存した電源構成へと変化したことから、電気の CO₂ 排出係数が悪化し、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあった。しかし、市民・事業者の皆様による省エネルギーや節電等の取組によって、総エネルギー消費量が平成 2（1990）年度以降で最も少なく（平成 2（1990）年度比▲20.3%、震災前の平成 22（2010）年度比▲11.2%）なり、温室効果ガスの排出量は 2 年連続で減少した。

(2) エネルギー政策

平成 24 年 3 月の市会決議を踏まえ、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指し、平成 25 年 12 月に、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定した。同戦略では、平成 32（2020）年度までに平成 22（2010）年度と比べて年間のエネルギー消費量を 15%以上削減、再生可能エネルギー導入量を 3 倍以上とする目標を掲げている。

「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」の実現に向けては、「徹底した省エネルギーの推進」や「再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大」が不可欠であることから、それらに関する国への要望活動や関西電力株式会社への株主提案等を行ってきた。

また、夏季及び冬季には、厳しい電力需給状況を踏まえ、市民や事業者に節電を呼び掛けるとともに、

オール市役所で率先実行する節電対策に取り組んだ。夏季については、家庭での電力使用を抑え、新しい省エネ型ライフスタイルの定着を図るため、「家族でお出かけ節電キャンペーン in Kyoto」を実施した。

(3) 環境モデル都市の推進

本市は、平成 21 年 1 月に、温室効果ガスの大幅な削減について高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に国から選定され、同年 3 月に「「歩くまち・京都」戦略」、「木の文化を大切にすまち・京都」戦略」、「DO YOU KYOTO？」ライフスタイルの変革」、「技術革新（イノベーション）の推進」をシンボルプロジェクトとする「京都市環境モデル都市行動計画」を策定し、低炭素社会の実現に向けた取組を進めている。行動計画に掲げた取組を着実に実施した結果、国による評価において、平成 26 年度は環境モデル都市 23 都市中、最高の評価を受けた。

(4) 再生可能エネルギー利用の推進

ア すまいの創エネ・省エネ応援事業

本市では、低炭素型のくらしやまちづくりの実現を目指し、温室効果ガスの発生が少なく、枯渇のおそれがない太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大を地球温暖化対策の重点施策と位置付け、太陽光発電システムをはじめ、太陽熱利用システム、蓄電システム、家庭用燃料電池システム及び HEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）の設置助成を行っており、住宅への普及拡大を進めている。

また、本助成制度をはじめ、住宅の省エネ、耐震改修助成も含めた申請・相談窓口の一元化を図るため、京安心すまいセンターにワンストップ窓口を設置している。

現在、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」（平成 25 年 12 月策定）に掲げた「省エネ 15%以上」、「再エネ導入 3 倍以上」、そして「太陽光発電設備の設置戸数 25,000 戸（平成 32 年度）」の目標達成に向けて取り組んでいる。

<助成件数>

(ア) 太陽光発電システム	平成 26 年度	1,301 件（出力合計 5,286kW）
	平成 27 年度	974 件（出力合計 4,025kW）
(イ) 太陽熱利用システム	平成 26 年度	10 件
	平成 27 年度	7 件
(ウ) 蓄電システム	平成 26 年度	166 件
	平成 27 年度	252 件
(エ) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	平成 26 年度	743 件
	平成 27 年度	665 件
(オ) HEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）	平成 26 年度	138 件
	平成 27 年度	148 件

イ 市民協働発電制度

「京都市エネルギー政策推進のための戦略」及び「京都市地球温暖化対策計画<2011~2020>」（平成 26 年 3 月改定）では、市民力・地域力を活かした地域の活性化につながる仕組みを活用し、再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、実施に当たっては、市有財産を徹底的に活用することとしている。

広く市民の誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる制度として、平成 24 年度に「京都市市民協働発電制度」を創設し、平成 25 年度には、「市民協働発電制度」の拡大と併せて、市有施設の屋根等を民間事業者の有償で貸し出し、事業者自らが資金調達を行い、太陽光発電設備等を設置

して発電事業を行う「太陽光発電屋根貸し制度」を創設した。以降、平成 27 年度末までに市民協働発電制度で 9 箇所、太陽光発電屋根貸し制度で 26 箇所の市有施設において発電している。

また、平成 26 年度には、地域住民の合意形成や事業化の検討などを行う「コーディネーター派遣制度」、平成 27 年度には、導入可能性調査を行うために必要な機器・設備の使用料及び調査、分析、報告に要する経費等を助成する「再生可能エネルギー発電導入可能性調査費助成制度」を創設した。

<発電出力>

平成 26 年度市民協働発電制度、太陽光発電屋根貸し制度：発電出力合計 1,210 kW (34 施設)

平成 27 年度市民協働発電制度、太陽光発電屋根貸し制度：発電出力合計 1,220 kW (35 施設)

ウ 京都市水垂埋立処分地大規模太陽光（メガソーラー）発電所の誘致

再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図るため、京都市水垂埋立処分地に大規模太陽光（メガソーラー）発電所を誘致し、第 1 基は再生可能エネルギー特別措置法施行後全国初となる平成 24 年 7 月 1 日から、第 2 基は同年 9 月 1 日から発電を開始した。

(ア) 概要

敷地面積 約 90,000 m²

出力 2.1MW (2,100kW) × 2 基

年間発電量 約 4,200Mwh (420 万 kWh) (一般家庭の約 1,000 世帯分の年間電力消費量に相当)

(イ) 年間発電量

	26 年度	27 年度
第 1 基	265 万 kWh	266 万 kWh
第 2 基	266 万 kWh	267 万 kWh
合 計	531 万 kWh	533 万 kWh

エ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業

国において、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に避難所や防災拠点施設において、機能の維持に必要な電力を確保することを目的に、再生可能エネルギー等導入推進基金（GND 基金）事業を実施している。

本市においては、平成 25 年 8 月に「平成 25 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業（平成 25 年度～27 年度）」の採択を受けた。

交付金額 7 億円

- 対象事業 ① 地域資源活用詳細調査事業（補助率 10/10）
 ② 公共施設再生可能エネルギー等導入事業（補助率 10/10 高効率照明・空調のみ 2/3）
 ③ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業（補助率 1/3）

交付決定後、同基金を活用した事業の効率性や透明性が適切に検証できる仕組として、外部有識者により評価する「再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価会議」の開催や、災害時等において地域の防災拠点となり得る民間施設の再生可能エネルギー導入を促進する「再生可能エネルギー等導入推進基金活用民間施設補助事業」を実施した。

<設備導入実績>

平成 26 年度 8 箇所（太陽光発電：128kW、蓄電池：189kWh）

平成 27 年度 18 箇所（太陽光発電：140kW、蓄電池：269kWh）

(5) 水素エネルギーの普及促進

利用段階で温室効果ガスの排出がなく、将来のエネルギーとしても中心的な役割を担うことが期待される「水素エネルギー」の普及拡大に向けて、市民等を対象とした全国初となる燃料電池車（FCV）による

カーシェアリング等を実施することなどにより、水素エネルギーに対する認知度や理解度の向上を図った。

＜市内におけるFCV保有台数＞

平成27年度 9台（うち本市所有：3台）

＜カーシェア利用実績＞

平成27年度 34組（無料のモニター制度として、平成28年3月7日から同月31日まで実施）

(6) 家庭部門における地球温暖化対策

ア 「DO YOU KYOTO?」プロジェクト

京都議定書誕生の地として、「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、環境意識の向上及び環境配慮行動の実践に向けた普及活動を行っている。特に、毎月16日の「DO YOU KYOTO?デー」（環境に良いことをする日）において、市民や事業者と共に公共交通の利用促進や省エネなどの環境にやさしい取組を推進している。

また、京都市の環境マスコット「エコちゃん」等を活用し、本市が主催する環境関連イベント等において「DO YOU KYOTO?」及び地球温暖化対策の重要性について、啓発を進めている。

- ・「DO YOU KYOTO?」関連事業への参加団体 平成26年度 251団体
平成27年度 258団体

イ こどもエコライフチャレンジ推進事業

全市立小学校の高学年を対象に環境教育を実施し、次世代を担う子どもたちが、各家庭で子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化対策の取組を実践する事業を実施している。

- ・平成26年度 全市立小学校166校で実施
- ・平成27年度 全市立小学校166校で実施

ウ 「エコ学区」事業

民生・家庭部門からのCO₂排出量の一層の削減を図るため、地域活動の中心的役割を担っている学区において、省エネや環境学習など、地域ぐるみで環境にやさしいライフスタイルへの転換と、地域力の向上を図る「エコ学区」への支援を行っている。

平成23年度から2箇年の『低炭素のモデル地区「エコ学区」事業』（26学区）での成果を踏まえ、平成25年度から3箇年で市内の全学区が「エコ学区」となることを目指し、事業を開始した結果、平成28年1月に市内全222学区への展開を達成した。

エ 環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト

「京都市地球温暖化対策計画」の戦略プロジェクトである「環境にやさしいライフスタイルの転換」を進めるため、平成22年度から朝型生活を推奨する「京朝スタイル」を進めており、朝講座の開講やホームページ等での情報提供の取組を実施するとともに、学生のまち京都の強みを活かした「大学生エコライフチャレンジ」に取り組んでいる。

(7) DO YOU KYOTO?クレジット制度

市民や商店街等のコミュニティによる主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、省エネ活動により実現したCO₂削減量を、京都市がクレジットとして認証し、市内で行われるイベントの主催者等がこれをカーボン・オフセットに活用する「DO YOU KYOTO?クレジット制度」を平成23年8月から運用している。

京都で創出されたクレジットが京都で活用されるとともに、イベント参加者や企業の資金が中小事業者やコミュニティの活動を支えるという、CO₂クレジットの「地産地消」モデルを構築している。

- ・クレジット認証実績 平成26 年度：39件， 591.6トン
平成 27 年度：17 件， 191.8 トン
- ・クレジット活用実績 平成 26 年度：10 件， 125.6 トン
平成 27 年度： 8 件， 111.1 トン
- ・排出削減プロジェクト登録数（累計） 76 件（平成 27 年度末現在）

(8) 運輸部門における地球温暖化対策

ア 自動車環境対策

「環境共生と低炭素のまち・京都」と人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を目指し、総合的な自動車環境対策を推進するため、平成 23 年 8 月に「クルマのかしこい利用を進める～自動車環境対策計画(2011-2020)」を策定した。本計画では、「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」「自動車とかしこくつきあうまち」「エコカーへの転換が進むまち」の 3 つの視点に基づき施策を掲げ、取組を推進している。

イ 次世代自動車普及促進事業

電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV) の普及を促進するため、平成 21 年度から、市内の公共施設への充電設備の設置及びタクシー・レンタカー業者への電気自動車等導入補助を行っており、平成 25 年度からは電気自動車等の充電設備設置補助を行っている。

＜市内の公共施設への充電設備の設置（累計）＞

急速充電設備 4 基，普通充電設備 45 基（平成 27 年度末現在）

＜タクシー・レンタカー業者への電気自動車等導入補助（累計）＞

EV22 台，PHV25 台（平成 27 年度末現在）

＜電気自動車等の充電設備設置補助（累計）＞

6 基（平成 27 年度末現在）

ウ エコドライブ推進事業

平成 19 年度から、アイドリングストップを含めた環境にやさしい運転方法であるエコドライブの実践と普及を進めるため、「京エコドライブ宣言」の登録制度を創設し、登録の拡大を図っている。

平成 20 年度からは、事業所を対象とした「エコドライブ推進事業所」の登録拡大を図り、エコドライブの更なる普及を行っている。

	26年度	27年度
京エコドライブ宣言（累計）	136,547名	151,495名
エコドライブ推進事業所（累計）	852事業所	857事業所

(9) 産業・業務部門における地球温暖化対策

ア 事業者排出量削減計画書制度

改正した京都市地球温暖化対策条例に基づき、平成 23 年度から新たな事業者排出量削減計画書制度を実施している。それまでと同様に特定事業者に事業者排出量削減計画書（以下「削減計画書」という。）及び事業者排出量削減報告書（以下「削減報告書」という。）の提出を義務付けることに加え、本市が当該削減計画書及び削減報告書に対する総合評価を行い、公表することにより、特定事業者の積極的な温室効果ガス排出削減の取組を促すとともに、当該取組を支援する。

平成 26 年度は、第一計画期間（平成 23～25 年度）の総合評価が最高の S 評価である事業者を表彰し、さらにその中から取組が特に優良な事業者を優良事業者として表彰した。また、総合評価の低い事業者へ訪問調査及び助言・指導を実施した。

平成 27 年度は、計画書等の低評価事業者に対して訪問調査を実施し、指導・助言を実施した。さらに、中小企業に対して、重点対策実施フォロー調査*を実施した。

※ 重点対策実施フォロー調査：事業所等のエネルギー使用状況を調査し、省エネ効果及びコストパフォーマンスの高い対策について、実施方法や補助金申請のアドバイスを行うもの。

イ 「BEMS 普及コンソーシアム京都」推進事業

建物内のエネルギー使用量を見える化し、エネルギーを賢く使うことができる省エネのシステム「BEMS」（ビルエネルギー管理システム）を普及させ、民生・業務部門における省エネ・節電対策を強力に支援するため、BEMS 事業者や学識経験者など、機器や情報を提供する側だけでなく、導入する側である民生・業務部門の関係団体が参加する「BEMS 普及コンソーシアム京都」を平成 26 年 8 月に設立した。

「モデル施設への BEMS の先行導入」「エネルギー管理に関する専門家の派遣」「研究会開催」「情報交換会」などの取組を通じて、BEMS の普及と民生・業務部門における省エネ・節電対策を推進している。

ウ 建築物の省エネルギー化の促進

京都市地球温暖化対策条例に基づき、特定建築物の新築、増築を行う建築主に対し建築物排出量削減計画書の提出を義務付けることにより、建築物の省エネ化を促進している。平成 23 年度から施行された改正条例では、建築環境総合性能評価システムである「CASBEE 京都」による評価及び評価結果の表示等を義務付けており、また、平成 24 年度からは、再生可能エネルギー利用設備の設置及び地域産木材の利用を義務付けている。

<特定建築物の該当要件>

延床面積（増築の場合にあつては、当該増築に係る部分の面積）が 2,000 平方メートル以上の建築物

<特定建築物届出件数>

	26 年度	27 年度
期間届出件数	79 件	74 件
累積届出件数	797	871

エ グリーン購入の促進

京都グリーン購入ネットワークを通じ、環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」の普及促進を行っている。

オ KES の普及促進

事業者の自主的な環境保全、とりわけ市内に多く立地している中小企業における省エネ・省資源の取組による地球温暖化対策を推進するため、KES の認知度を高めるセミナーを開催し、市内事業者の KES 認証取得の普及促進を図っている。なお、平成 27 年度末の京都市内における認証取得件数（累計）は、1,299 件（学校版 260 件を含む。）となっている。

<KES 認証取得増加件数（市内）>

	26 年度	27 年度
認証取得増加件数	28 件	16 件

(10) 京都市役所 CO₂ 削減率先実行計画

京都市役所が率先して温室効果ガス削減に取り組むため、平成 22 年度までの計画である「京都市役所 CO₂ 削減アクションプラン」に引き続き、「京都市役所 CO₂ 削減率先実行計画」に基づき取組を進めている。

本計画は、「平成 32 年度までに、京都市役所からの温室効果ガス総排出量を平成 16 年度から 25%以

上削減する」ことを目標としており、平成27年度の排出量は、基準年度（平成16年度）に比べて23.4%減少した。

＜京都市役所からの温室効果ガス総排出量＞

（トン-CO₂）

	基準年度 （平成16年度）	平成26年度	平成27年度	目標年度 （平成32年度）
総排出量	506,877	389,085	388,207	377,018
（基準年度比）	—	（△23.2%）	（△23.4%）	（△25.6%）

(11) 京都市バイオマス活用推進計画（京都市バイオマスGO!GO!プラン）

生ごみ、紙ごみ、間伐材、下水汚泥などのバイオマス全般についての総合的な活用に向け、京都市バイオマス活用推進計画を平成23年3月に策定した。

同計画は、バイオマス活用推進基本法に規定する市町村バイオマス活用推進計画としても位置付けている。

ア 基本的な考え方

京都市内に存在するバイオマスの活用により、①環境負荷の少ない持続的社会的の実現、②農林業の振興をはじめとする地域の活性化、③バイオマス活用を軸にした新しいライフスタイルの定着を図るための道筋を示す。

イ バイオマスの活用に向けた取組目標の設定

京都市内に存在するバイオマスの利用の度合いを示す「バイオマスの総利用率」を、2020（平成32）年度には55%にまで高める。

ウ 重点バイオマス

「木の文化を大切にすまち・京都」は、「木を無駄にしない」を合言葉に、「木」を徹底的に活用する。また、「木」に加え、市民、事業者及び行政の協働による取組の推進が必要な、「紙ごみ」、「食品廃棄物」及び「廃食用油」の3つのバイオマスの活用特に力を入れ、取組を進めている。

(12) バイオマス産業都市構想推進事業

「バイオマス産業都市」とは、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すものであり、国では、関係7府省*が共同で約100地区を選定し、連携して支援することとしている。

本市では、平成25年12月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」において、太陽エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を掲げている。バイオマスエネルギーの利用については、本市の都市特性を生かし、豊富な森林資源や都市部で発生する廃棄物などの徹底的な活用を図ることとし、「バイオマス産業都市構想」の策定・推進をリーディングプロジェクトの一つに位置付けている。

国の「バイオマス産業都市」への選定を目指し、「バイオマス産業都市構想」の策定に取り組んでいる。

※ 関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(13) バイオディーゼル燃料化事業

京都の市民力を活かし、地域の拠点において回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に転換し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成9年度から実施している。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる二酸化硫黄や黒煙を出さず、また、原料が廃食用油であることから、二酸化炭素を増加させないメリットがある。平成16年6月からは、日量5,000リットルの製造能力を有する燃料化プラントを稼働させ、年間約103万リットルのバイオディーゼル燃料を製造し、ごみ収集車136台、市バス

103台の燃料として活用しており、年間約2,700トンの二酸化炭素の削減に寄与している（平成27年度実績）。

また、平成24年度から26年度にかけて、公益財団法人京都高度技術研究所が代表となり、産学公の連携の下、軽油代替の燃料である「バイオ軽油」を廃食用油から製造する「第二世代バイオディーゼル燃料化技術」の研究開発に取り組んだ。平成27年度は、これまでの検討結果を踏まえ、コストや品質等の課題の整理を進めた。

<廃食用油回収実績等>

	平成26年度	平成27年度
拠点回収箇所数	市内1,806箇所（220学区）	市内1,871箇所（220学区）
廃食用油回収量	176,412リットル	182,770リットル

(14) 「都市油田」発掘プロジェクト

全国初の取組となる、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールを製造する「都市油田」発掘プロジェクト（「廃棄物からのバイオマスの回収とエタノール変換技術の開発」事業）が環境省の補助事業（平成23, 24年度）、委託事業（平成25, 26年度）に採択されたことに伴い、平成23年度から本事業を日立造船（株）及び熊本大学との産学公の連携により共同実施している。

平成23年度はエタノール製造施設の設計及び建設を行い、平成24年度から施設規模1トン／週の実証試験に取り組み、ごみ1トン当たり濃度99.5%のエタノール（JIS基準をクリア）を60リットル製造することに成功した。また、平成25年度は、施設規模拡大に向け、プラントの設計及び基礎工事を行うとともに、エタノールの製造工程で発生する残渣の有効利用を図るため、実験室規模でバイオガス化の実証試験を行った。さらに、平成26年度には、実証プラントの施設規模を1トン／週から5トン／週に拡大するとともに、同プラントにおいて、ごみ1トン当たりエタノール約60リットル、バイオガス約90Nm³※を製造することに成功した。

平成27年度は、実証プラントにおいて生ごみと紙ごみの混合物からエタノールを製造し、酵素や酵母の再利用等、更なる製造コストの削減や効率的な技術開発に取り組んだ。

※ Nm³（ノルマル立米）：0℃，1気圧の時の気体の体積を表す単位

(15) 地球温暖化対策に係る国際的連携

平成26年11月に本市でイクレイ東アジア地域理事会を開催し、各地域理事が東アジア地域におけるイクレイの取組への支援等について活動報告を行い、情報を共有するとともに、会議を通じて東アジア地域における更なる連携の必要性を確認した。また、同理事会の開催に合わせて、「パートナーシップによる東アジアの持続可能な低炭素都市づくり」をテーマに「京都国際環境シンポジウム」を開催し、東アジアをはじめとする自治体間の環境分野における国際協力を一層推進した。

平成27年4月に韓国・ソウル市で開催された「イクレイ世界大会2015」において、本市の低炭素都市づくりの成果について発表した。また、平成27年6月には、中国・貴陽市で開催された「イクレイ東アジア地域理事会」に出席した。

さらに、平成27年11月30日から同年12月11日までフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」の関連事業等においては、京都議定書誕生の地として、これまで取り組んできた本市の環境政策を世界に発信するとともに、都市間連携の重要性、本市の姉妹都市であるフランス・パリでの平成32年以降の地球温暖化対策の新たな国際的枠組の実現を強く訴えた。

(16) KYOTO 地球環境の殿堂

京都議定書誕生の地、京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献をされた方々を顕彰するとともに、その功績を永く後世に称えるため、京都府等との連携により、国立京都国際会館に「KYOTO 地球環境の殿堂」を設置し、京都からその精神を世界に向けて広く発信している。また、殿堂入り者の表彰式と併せて、自然との共生や持続可能な社会を形成するための、新たな価値観や経済・社会の仕組みを国内外に向けて発信する「京都環境文化学術フォーラム」を国立京都国際会館で開催している。

＜「KYOTO 地球環境の殿堂」殿堂入り者 顕彰実績＞

平成 26 年度	畠山 重篤 (1943 年生) 日本
平成 27 年度	デヴィッド・スズキ, セヴァン・カリス・スズキ親子 (デヴィッド 1936 年生, セヴァン 1979 年生) カナダ ハーマン・E・デイリー (1938 年生) アメリカ

※取組を開始した平成 21 年度から平成 27 年度までに、15 名の殿堂入り者を顕彰

(17) 京（みやこ）のアジェンダ 21 の推進

環境への負荷の少ない持続型社会の構築に向けた行動計画「京のアジェンダ 21」（平成 9 年 10 月策定）及び京都市地球温暖化対策条例等に基づき、市民、事業者及び行政のパートナーシップの下、平成 10 年 11 月に「京のアジェンダ 21 フォーラム」を設置し、同フォーラムを中心として、様々なエコアクションを推進している。

(18) 京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）の運営

平成 14 年 4 月に COP3 の開催を記念して開館し、環境学習や環境保全活動の拠点施設として、様々な事業を実施している。平成 27 年度は、年間来館者数が開館以来、初めて 10 万人を超えた。

- ・平成26年度来館者数 91,847人
- ・平成27年度来館者数 100,701人（過去最高）

(19) 京都市民環境ファンド（京都市環境共生市民協働事業基金）の管理

環境共生社会の実現に向けて、京都市民環境ファンドを平成 21 年 4 月に創設した。家庭ごみの有料指定袋制による収入をごみ処理経費に充当し、それに伴い節減された一般財源（有料化財源）や、市民、事業者からの寄付金等を積み立て、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる都市の実現のための事業に要する費用に充当している。

2 環境保全

(1) 総合的な施策の推進

ア 京都市環境基本条例（平成9年3月制定）

新しい時代に対応した環境政策を総合的にとらえ、望ましい都市像の創出に向けたあらゆる対策を行うことを目的に、環境の保全に関する基本理念や市・事業者・市民及び滞在者それぞれの役割を明らかにするなど、環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例である。

イ 環境基本計画

京都市環境基本条例に基づく環境基本計画として、平成18年8月に、本市環境行政のマスタープランである「京（みやこ）の環境共生推進計画」を策定し、同計画における目標の実現に向けて、施策・事業等を展開してきた。同計画の進行管理に当たっては、京都市環境審議会の意見等を踏まえた、施策・事業等の継続的な評価、見直しを実施し、同計画の着実な推進を図るとともに、同計画の年次報告書として「環境レポート」を公表している。

また、同計画が平成27年度末に計画年限を迎えることから、施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた計画改定を行い、平成28年3月に「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定した。同計画では、本市が目指す環境像として『地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と低炭素のまち・京都」』を掲げており、平成28年度以降、その実現に向けた施策・事業等を推進していく。

ウ 京都市環境審議会（平成6年8月設置）

市長の諮問機関として、京都市環境基本条例に基づき設置しているもので、本市の環境保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べるものである。平成27年度末までの答申件数は、26件（前身の公害対策審議会答申12件を含む。）である。

(2) 京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年12月制定）

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業の実施に際し、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、市民等の意見を聴き、適切な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境を保全しようとするものである。本市においては平成10年12月に「京都市環境影響評価等に関する条例」を制定し、平成11年6月から施行した。

また、平成23年4月に環境影響評価法が改正され（平成25年4月1日施行）、事業の内容が固まる前の早い段階において、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を図書にまとめ、公表することを事業者が義務付ける計画段階環境配慮手続等が新たに定められたことに伴い、法との整合性を図るなど、環境影響評価制度を充実・強化するため、平成25年1月に条例改正を行った（平成25年4月施行）。

(3) 生物多様性保全

京都ならではの自然環境や伝統文化を後世に受け継いでいくため、目指すべき生物多様性保全の方向性を示す「京都市生物多様性プラン」（以下「プラン」という。）を平成26年3月に策定した。

平成26年度は、京都の祭りや文化を支えてきた植物等を保全・再生する「京（みやこ）の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の創設、環境教育・普及啓発の一環として、親子を対象とした自然観察会「親子生きもの探偵団」の開催、生物多様性に関する情報を発信する生物多様性専用ホームページ「京（みやこ）・生きものミュージアム～京都市生物多様性総合情報サイト～」の開設など、プランに基づくリーディング事業を推進した。

平成27年度は、これまでの取組を充実・強化するとともに、学校のカリキュラムを通じた小学校等の児童を対象にした自然観察会「地域生きもの探偵団」の開催、身近なまちかどで発見した生きものので情報を作品にした「まちかど生きもの観察記」の募集・表彰などの新たな事業を実施した。

(4) 大気汚染

常時監視測定地点数及び測定項目（平成27年度）

測定地	測定項目
一般環境大気測定局(9局)	SO ₂ , NO _x , SPM, O ₃ , PM2.5, HC, 風向, 風速等
自動車排出ガス測定局(5局)	NO _x , SPM, PM2.5, CO, HC等
移動測定局(1局)	NO _x , SPM, PM2.5, 風向, 風速
気象測定局(2局)	風向, 風速, 温湿度

(5) 水質汚濁

ア 常時監視

(ア) 測定地点数（平成27年度）

公共用水域	地下水
22河川, 42地点	48地点

(イ) 測定項目（平成27年度）

区 分	公共用水域	地下水
生活環境項目	pH, BOD, COD, SS, DO, 大腸菌群数, 全窒素, 全燐, 全亜鉛, ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	—
健康項目	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 塩化ビニルモノマー, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン
要監視項目	フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, フェノール, ホルムアルデヒド	
特殊項目	クロム, 銅, 鉄, マンガン, フェノール類	
その他の項目	アンモニア性窒素, 無機性リン等	

イ 浄化槽設置現在数及び浄化槽保守点検業者登録件数

区 分	26年度	27年度
浄化槽設置現在数	3,238件	2,970件
浄化槽保守点検業者登録件数	45件	42件

(6) 土壌汚染

ア 土壌汚染状況調査報告等件数及び区域指定件数

区 分	26年度	27年度
調査報告等件数	14件	7件
要措置区域指定件数	6	3
形質変更時要届出区域指定件数	9	4

イ 汚染土壌処理業許可件数

区 分	26年度	27年度
汚染土壌処理業許可件数	2件	0件

(7) 有害化学物質

ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視

	大気	河川水質・底質	地下水	土壌
地点数 (27年度末時点)	9 地点	13 地点	9 地点	15 地点

イ PRTR法※に基づく届出事業所数

事 項	26年度	27年度
届出件数	194件	187件

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

ウ フロン回収破壊法に基づく第二種フロン類保管業者数

区 分	26年度	27年度
第二種フロン類保管業者	1業者	1業者
第二種フロン類保管量	8kg	8kg

(8) 騒音・振動

特定建設作業届出件数

区 分	26年度	27年度
騒音	488件	614件
振動	229	260

(9) 公害防止の事前相談

ア 事前相談受付件数

事 項	26年度	27年度
受付件数	87件	104件

イ 公害関係法令対象工場・事業場等施設数

区 分		26年度	27年度
大気汚染防止法	ばい煙	736件	720件
	粉じん	22	21
水質汚濁防止法		932	935
(うち瀬戸内海環境保全特別措置法)		20	20
騒音規制法		5,353	5,305
振動規制法		3,226	3,208
京都府環境を 守り育てる条例	特定工場	5	5
	その他工場等	6,753	6,684
ダイオキシン類対策 特別措置法	大気基準適用事業場	40	39
	水質基準適用事業場	10	10

(10) 公害苦情

公害苦情発生・処理件数

区 分	26年度	27年度
大気汚染	104件	104件
水質汚濁	69	65
土壌汚染	0	0
騒音	245	264
振動	14	16
悪臭	126	132
その他	7	7
合 計	565	588

3 ごみの減量・再資源化

(1) 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正

「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」（平成22年3月策定）に基づき、様々なごみ減量の取組を市民、事業者の理解と協力により実施してきた結果、ピーク時（平成12年度）に82万トンあったごみの量が、平成25年度は4割以上の削減となる47万トンに、その結果、クリーンセンター（清掃工場）を5工場から3工場に縮小するなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコスト削減を実現できた。また、平成25年度の1人1日当たりの家庭ごみ量は、他の政令市の平均の4分の3の441グラムと大都市の中で最もごみの少ないまちを実現した。

本市のごみ量は減少し続けているものの、今なお、ごみの処理には年間261億円（平成25年度）もの巨額の費用を要し、また、ここ数年はごみの減量がわずかな量にとどまっている。そして、クリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと約20年間使用した後に、約2年間にもわたる大規模な改修が必要である。その際には、市全体のごみを2工場で処理しなければならず、その処理できるごみ量は、年間39万トン（ごみ焼却量35万トン）となることから、ピーク時からの「ごみ半減」39万トンを必ず成し遂げなければならない。

そこで、ピーク時からの「ごみ半減」に向け、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を2R（ごみになるものを作らない・買わない「リデュース（発生抑制）」、繰り返し使う「リユース（再使用）」と分別・リサイクルの促進の2つを柱とした、全国をリードする条例へと大改正した。

ア 改正条例の施行日

平成27年10月1日

イ 改正条例のポイント

(ア) 2Rを中心とする取組

重点的に取り組む6つの分野（①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等）における、特に重要な29の取組について、次のことを条例に掲げた。

○ 実施義務・努力義務

- ・ 関係事業者等に実施していただく取組（実施義務：8項目）と、実施に努めていただく取組（努力義務：21項目）を設定
- ・ 市民には関係事業者等の実施義務8項目と「対」になる取組を、実施に努めていただく取組として設定

○ 報告義務

- ・ 実施義務・努力義務の取組について、一定規模以上の関係事業者（飲食、小売、旅館等及び大学）から、当該年度の実施計画と前年度の実施状況を本市に報告（報告された内容を本市がとりまとめて公表）

○ 市民モニター制度

- ・ 関係事業者等（飲食、小売、催事主催者）による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度を創設

(イ) 分別・リサイクルの取組

家庭ごみ、事業ごみともに、分別を「協力」から「義務」に引き上げた。ただし、事業所が排出する紙類で分別率が低い「雑がみ（紙製包装、OA用紙、シュレッダーした紙等）」については、平成28年4月1日から「義務」に引き上げた。

(2) 「新・京都市ごみ半減プラン」の策定

平成27年3月に、改正条例の内容をはじめ、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」の削減目標を全国で初めて設定するとともに、政令市初となる食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大実施など、新たなごみ減量施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を策定した。

ア ごみ処理の基本的な考え方

2R と分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量の取組を進めることにより、徹底してごみの減量化を図り、最後に残ったごみは、エネルギー回収の最大化、温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化といった環境負荷の低減とごみ処理コストの削減も図りながら適正に処理する。

イ 施策の体系

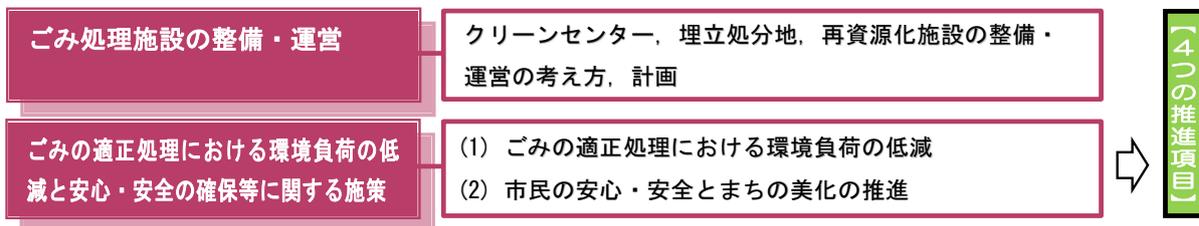
ごみ処理の基本的な考え方を踏まえ、「ごみ減量施策」と「ごみの適正処理とエネルギー回収に関する施策」の2つの分野で構成している。

<施策の体系図>

■ ごみ減量施策



■ ごみの適正処理とエネルギー回収に関する施策



<主な数値目標>

	平成 25 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
ごみの市受入量	47.2 万トン	39 万トン
ごみ焼却量※ ¹	44.4	35
食品ロス排出量※ ²	6.7	5
紙ごみ排出量※ ²	14	10
温室効果ガス排出量	12	8

※1 市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量，バイオガス化によりエネルギー回収される量，直接埋立量を除いた量

※2 平成 12 年度（食品ロス 9.6 万トン，紙ごみ 22 万トン）の概ね半減を目指す。

(3) 家庭ごみ収集における有料指定袋制

京都市廃棄物減量等推進審議会において、複数の導入方式の効果等の比較，国や他の自治体等の社会的動向・市民意見など多角的な面から検討が行われ，同審議会から「従量制有料指定袋制」を導入すべきとの答申（平成17年8月）を受けた。

この答申を尊重し、「循環型社会」，「低炭素社会」の実現に向けて，現在のライフスタイルを見直す契機とするとともに，ごみ減量・リサイクルの促進に資することを目的として，平成18年10月から，ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施した。

また，有料指定袋制による収入をごみ処理経費に充当し，それに伴い節減された一般財源（有料化財源）は，審議会の答申及び市民意見を踏まえ，「ごみ減量・リサイクルの推進」，「まちの美化の推進」，「地球温暖化対策」の三つの分野の事業に活用している。

<有料化財源活用事業の決算額>

(総括表)

(単位：千円)

項 目		平成26年度	平成27年度
定期ごみ資源ごみ処理手数料	A	1,825,034	1,779,779
有料指定袋制導入必要経費	B	696,157	694,004
基金取り崩し	C	77,944	201,150
財源活用額	A - B + C	1,206,821	1,286,925

(財源活用事業の内訳 (平成26年度))

(単位：千円)

項 目	主な事業内容	決算額
環境先進都市・京都の更なる進化に向けた新たな2Rと分別の促進	・ KYOTOエコマネーの活用 ・ イベント等のエコ化の推進 ・ ごみの減量及び適正排出促進の普及啓発	40,108
環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」	・ 市民の更なるごみ減量や分別・リサイクル意識の高揚を図るため，ごみ処理施設・再資源化施設見学会を実施	2,725
ごみ減量推進会議の活動の支援	・ 市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動の推進	33,990

項 目	主な事業内容	決算額
ごみ減量活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量推進事業 ・コミュニティ回収等の集団回収事業 ・使用済てんぷら油の市民回収奨励事業 ・生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 	99,524
資源物の分別・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・雑がみ等の紙ごみ分別・リサイクル徹底推進事業 ・資源物の拠点回収の推進 ・有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業 ・小型家電リサイクル事業 ・資源物の持ち去り禁止等啓発パトロール 	75,471
空き缶, 空きびん, ペットボトルのリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・缶・びん・ペットボトルの資源ごみをリサイクルセンターで選別・再資源化处理 ・施設運営費として活用 	81,938
プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効活用と地球環境負荷の軽減を図るため, プラスチック製容器包装の分別収集を実施 ・施設運営費として活用 	242,150
「世界一美しいまち・京都」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 	12,289
地域団体への不法投棄監視カメラ等の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での常習的な不法投棄を抑止するため, 監視カメラの貸与を実施 	2,371
再生可能エネルギー等の利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立分散型エネルギー利用促進事業 ・京都市市民協働発電制度の普及支援 	238,992
市民による地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコ学区」事業 ・「DO YOU KYOTO?」推進事業 ・環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト ・こどもエコライフチャレンジ推進事業 	60,275
次世代自動車普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等用の充電設備設置補助 	2,409
小計		892,242
他局活用事業	森の力活性・利用対策 ～地球温暖化防止森林吸収源対策～	62,195
	商店街街路灯LED化推進事業	3,777
	木質ペレット需要拡大事業	8,704
	京都発森林バイオマスエネルギー利活用推進事業	586
	街路樹整備事業 ～花の道づくり, 道路の森づくり～	200,460
	既存住宅の省エネリフォーム等支援事業	38,857
小計		314,579
合 計		1,206,821

(財源活用事業の内訳 (平成27年度))

(単位：千円)

項 目	主な事業内容	決算額
環境先進都市・京都の更なる進化に向けた新たな2Rと分別の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなごみ半減プランの推進 ・マイボトル推奨等サポート事業 ・イベント等のエコ化の推進 	56,254
環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の更なるごみ減量や分別・リサイクル意識の高揚を図るため、ごみ処理施設・再資源化施設見学会を実施 	2,619
ごみ減量推進会議の活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者とのパートナーシップによるごみ減量活動の推進 	33,548
ごみ減量活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量推進事業 ・コミュニティ回収等の集団回収事業 ・使用済てんぷら油の市民回収奨励事業 ・生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 	109,423
資源物の分別・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の拠点回収の推進 ・移動式拠点回収事業 ・小型家電リサイクル事業 ・資源物の持去り禁止等啓発パトロール 	59,483
空き缶、空きびん、ペットボトルのリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・缶・びん・ペットボトルの資源ごみをリサイクルセンターで選別・再資源化处理 ・施設運営費として活用 	96,487
プラスチック製容器包装のリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効活用と地球環境負荷の軽減を図るため、プラスチック製容器包装の分別収集を実施 ・施設運営費として活用 	276,365
「世界一美しいまち・京都」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ボランティア団体等による清掃活動への支援 ・家庭ごみの防鳥用ネット貸出事業 	15,159
地域団体への不法投棄監視カメラ等の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での常習的な不法投棄を抑止するため、監視カメラの貸与を実施 	3,077
再生可能エネルギー等の利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立分散型エネルギー利用促進事業 ・京都市市民協働発電制度の普及支援 	217,923
燃料電池自動車普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車の購入 	16,480
市民による地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコ学区」事業 ・「DO YOU KYOTO？」推進事業 ・こどもエコライフチャレンジ推進事業 	59,952
次世代自動車普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等用の充電設備設置補助 	2,434
小計		949,204

項 目	主な事業内容	決算額
他局活用事業	森の力活性・利用対策 ～地球温暖化防止森林吸収源対策～	62,137
	商店街街路灯LED化推進事業	5,000
	木質ペレット需要拡大事業	7,699
	街路樹整備事業 ～花の道づくり, 道路の森づくり～	169,512
	既存住宅の省エネリフォーム等支援事業	23,373
小計		267,721
京都市民環境ファンドへの積立		70,000
合計		1,286,925

(4) エコまちステーションの設置

平成22年4月1日から、地域における総合的な環境行政の拠点窓口をまち美化事務所から市民により身近な区役所・支所内に移転開設し、愛称を「エコまちステーション」とした。「ごみの減量, 分別・リサイクルの推進」, 「世界一美しいまち・京都の実現」, 「環境教育の充実」, 「温暖化対策など総合的な環境行政の推進」の4つの柱を中心に事業を推進しており、主に、使用済てんぷら油の拠点回収やコミュニティ回収等のごみ減量・リサイクル活動への支援、地域における自主的な清掃活動、ごみの分別に関する相談、地球温暖化対策の普及啓発等、環境全般に係る業務を行っている。

(5) 京都市ごみ減量推進会議の取組

平成7年5月に京都市廃棄物減量等推進審議会から提出された「京都市ごみ減量化行動計画」に関する答申に基づき、市民・事業者・行政の三者がパートナーシップのもと協力・連携しながら、全市的及び地域における自発的なごみ減量・リサイクルを推進していく組織として、平成8年11月、「京都市ごみ減量推進会議」が設立され、活動の支援を行っている。現在、以下の実行委員会が設置されており、市民生活に関わりが深く、ごみの減量に効果のある様々な事業が展開されている。

ア 普及啓発実行委員会

ホームページやラジオ等での情報発信、会報誌の発行や環境イベントにおけるブース出展、市民や事業者の方を対象にした講座・ワークショップ等の実施

イ ごみ減量事業化実行委員会

学校給食用牛乳パックからトイレトペーパー「めぐレット」へリサイクルする事業、市役所前フリーマーケットの開催、循環型社会の実現に資する事業を助成する「市民等からの提案によるごみ減量モデル事業」、事業所から排出される機密保持を要する書類を守秘に配慮したうえでリサイクルする「秘密書類リサイクル事業」等の実施

ウ 地域活動実行委員会

地域におけるごみ減量活動の核となる「地域ごみ減量推進会議」の設立、支援等

エ 2R型エコタウン構築事業実行委員会

3Rのうち、発生抑制・再使用（2R）を重視した2R型エコタウン構築事業として、平成27年度は、非電動生ごみ処理機の利用を通じた「家庭でのごみ排出抑制を通じた2R実践事業」の実施、「整理収納+2R」ワークショップの開催、「リユース情報まとめサイト」の新設、修理店舗を紹介するサイト「もっぺん」の運営等

オ 設立20周年記念事業実行委員会（平成27年度新設）

平成28年度に設立20周年を迎えるに当たり、記念式典・分科会の開催、記念誌作成等の事業内容の検討

- ・京都市ごみ減量推進会議会員数 478団体（平成27年度末現在）
- ・地域ごみ減量推進会議数 199団体（平成27年度末現在）

(6) 生ごみ堆肥化等の活動支援

電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入費用を助成することにより、家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量化を図っている（平成18年度～）。さらに平成22年度からは、市民団体が生ごみや落ち葉などの堆肥化の活動を行う場合に、費用を助成している。

（上限：電動式生ごみ処理機 3万5千円，生ごみコンポスト容器 4千円，堆肥化活動 初年度5万円）

申請件数	26年度	27年度
電動式生ごみ処理機	250件	242件
生ごみコンポスト容器	48	40
堆肥化活動支援（新規）	11	6
堆肥化活動支援（既存）	32	24

(7) マイボトル推奨等サポート事業（KYOTOエコマネーの活用）

コーヒーチェーン店等でのマイボトル利用や衣料品販売店への古着の持ち込みに対し、ポイントを交付する「KYOTOエコマネー」制度を運用することにより、市民一人ひとりのごみ減量行動を促すとともに、人々のライフスタイルの転換を図っている（平成23年8月～）。その後、民間事業者によるマイボトル利用や衣料品回収を促進する取組が拡大してきたことから、KYOTOエコマネーは平成26年度をもって終了し、平成27年度からは新たに「マイボトル推奨等サポート事業」を創設し、マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収を実施する店舗について、本市が推奨店として認定している。

- ・KYOTOエコマネー 平成26年度商品交換件数 5,537件
- ・マイボトル、衣料品自主回収推奨店 14社68店舗（平成27年度末現在）

(8) イベント等のエコ化の推進

イベントの開催に伴う環境負荷の低減と、主催者や参加者の環境保全意識の啓発を図るため、「京都市エコイベント実施要綱」に基づき、「京都市認定エコイベント」への登録制度や「リユース食器利用促進助成制度」を実施している。

- ・平成26年度登録件数 135イベント 助成件数 40イベント
- ・平成27年度登録件数 150イベント 助成件数 46イベント

(9) リユースびんの普及促進

スーパーや販売店等の市民が身近に持参することができる拠点に回収ボックスを設置し、びんのリユースが促進される回収制度を運用することにより、洗って繰り返し使用できる環境負荷の小さい「リユースびん」の再使用の促進を図っている（平成16年6月～）。

- ・回収拠点箇所数 162箇所（平成27年度末現在）

(10) 資源物の集団回収の支援

ア コミュニティ回収等の地域での集団回収

「コミュニティ回収制度」を実施するなど、町内会等の地域団体が、ごみの発生抑制や資源物回収の意義をお互いに認識し合い、古紙や缶・びんなどの資源を自主的、継続的に回収してリサイクルできるための支援を行うことにより、多様なごみ分別、リサイクル機会の拡大を図っている。

- ・平成26年度コミュニティ回収等実施団体数 2,505団体
- ・平成27年度コミュニティ回収等実施団体数 2,684団体

イ マーケット回収制度

誰でも気軽に資源物を持ち込めるよう、商業施設の駐車場等を利用して回収する「マーケット回収制度」を実施し登録団体への支援を行っている。

- ・平成26年度登録団体数 10団体
回収量 91トン
- ・平成27年度登録団体数 12団体
回収量 145トン

(11) 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭からの缶・びん・ペットボトルの分別収集を週1回実施している。収集した缶・びん・ペットボトルは、「京都市南部資源リサイクルセンター」及び「京都市北部資源リサイクルセンター」に搬入し、選別、圧縮等の再資源化処理を行っている（缶は昭和62年4月から3行政区を対象に分別を開始して以降、順次対象世帯を拡大し、平成4年9月から全市拡大している。びんは平成8年10月から、ペットボトルは平成9年10月から全市でそれぞれ分別収集を開始している）。

(12) プラスチック製容器包装の分別収集

家庭からのプラスチック製容器包装の分別収集を週1回実施している。収集したプラスチック製容器包装は、「京都市西部圧縮梱包施設」及び「京都市横大路学園」で選別、圧縮等の中間処理を行った後、日本容器包装リサイクル協会の指定する再商品化事業者へ引き渡し、再資源化している（平成11年10月から約1,000世帯を対象に分別収集手法調査を開始して以降、順次対象世帯を拡大し、平成19年10月から全市拡大している）。

(13) 小型金属類・スプレー缶の分別収集

鍋、やかん、フライパンなどの小型金属類及びスプレー缶の分別収集を月に1回実施している。収集した小型金属類等からアルミや鉄分を回収し、資源の有効利用を図っている（平成14年10月～、ただし、スプレー缶は平成19年10月～）。

(14) 紙パックの拠点回収

小学校、行政機関、商業施設等を回収拠点として紙パックの拠点回収を実施している（平成9年10月～）。

- ・拠点回収箇所数 332箇所（平成27年度末現在）

(15) 使用済乾電池の拠点回収

行政機関、商業施設等に回収ボックスを設置し、拠点回収を実施することにより、乾電池に含まれる水銀、亜鉛、マンガン等の金属類の再資源化と適正処理を推進している（平成5年12月～）。

- ・回収ボックス設置箇所数 347箇所（平成27年度末現在）

(16) 家庭用使用済蛍光灯の拠点回収

まち美化事務所や区役所・支所等での拠点回収に加え、市内の電器店等の協力を得て、買替えの際に出る使用済蛍光灯を小売店で回収する回収協力店制度を設け、リサイクル機会の拡大を図っている（平成18年10月～）。

- ・平成26年度拠点回収箇所数 協力店 234箇所
まち美化事務所等 112箇所 計 346箇所
- ・平成27年度拠点回収箇所数 協力店 242箇所
まち美化事務所等 124箇所 計 366箇所

(17) 小型家電リサイクル事業

関西初の取組として、経済産業省及び環境省と連携し、「不要になった小型家電」をスーパー等の22施設で回収するリサイクルモデル事業を開始（平成21年11月～）し、平成24年1月からは本市独自の事業として回収を行っている。

小型家電の回収対象の品目拡大（平成23年6月に15品目→34品目、平成26年10月に全ての家電製品（家電4品目、パソコンを除く））やサイズ拡大（平成27年5月に「15cm×25cm」→「30cm×40cm×40cm」）をするなど、事業の充実を図りながら回収を継続している。

- ・回収拠点 46箇所（平成27年度末現在）

(18) 生ごみ減量推進事業

食材の「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」を合わせた「生ごみの3キリ運動」を推進し、啓発媒体の作成・配布やキャンペーンを実施することにより、家庭から排出される生ごみの減量（発生抑制）を図っている。

また、地域に堆肥化装置を設置し、家庭から排出される生ごみを堆肥化する生ごみコミュニティ堆肥化事業を、市内8地域で実施することにより、生ごみの減量のみならず、生ごみの資源化を推進している。

- ・京北山国地域（平成21年2月開始）
- ・京北宇津地域（平成23年9月開始）
- ・伏見区深草地域（平成24年6月開始）
- ・左京区大原地域（平成24年12月開始）
- ・京北黒田地域（平成24年12月開始）
- ・西京区大原野地域（平成25年2月開始）
- ・上京区待賢地域（平成27年1月開始）
- ・集合住宅（右京区太秦地域）（平成28年3月開始）

平成23年11月からは民間飼料化施設を活用した全市立小学校での給食の生ごみの飼料化、さらに平成24年8月から、環境教育を目的にモデル校を5校選定し、小学校の給食の生ごみの堆肥化を行っている（ただし、モデル校5校に関しては、給食ごみの飼料化を中止）。

(19) 移動式拠点回収事業

市民から「出し方が分からない」との意見のある石油類、塗料・溶剤、薬品類等の有害・危険ごみと、古紙類、雑がみ、古着等の拠点回収を行っている資源物を、公園や学校などの市民のできるだけ身近な場所で回収する「移動式拠点回収事業」を平成23、24年度にモデル実施し、平成25年度から本格実施した。

また、資源物の有効活用の促進と環境負荷の低減に向けた意識の向上が図れる取組であるため、平成26年度から取組を拡充し、資源物回収については、各学区で「2箇年に1回」から「毎年実施」とすることとした。

- ・回収品目は次の22品目

ア 資源物

- ①古紙, ②雑がみ, ③紙パック, ④使用済てんぷら油, ⑤古着類, ⑥乾電池, ⑦ボタン電池,
- ⑧充電式電池, ⑨蛍光管, ⑩水銀体温計・水銀血圧計, ⑪小型家電, ⑫記憶媒体類,
- ⑬インクカートリッジ, ⑭リユースびん, ⑮刃物類, ⑯使い捨てライター, ⑰陶磁器製の食器,
- ⑱せん定枝

イ 有害・危険ごみ

石油類, 医薬品・農薬, 化学薬品・塗料・ワックス・絵の具, 洗浄剤

- ・平成26年度実施回数 244回 (ア及びイの回収: 105回, アのみの回収: 139回)
- ・平成27年度実施回数 453回 (ア及びイの回収: 106回, アのみの回収: 347回)

(20) 紙ごみリサイクルの推進

ア 雑がみの分別・リサイクルの全市展開

家庭から出る燃やすごみの約3割を占める「紙ごみ」のうち, 家庭でのリサイクルが進んでいない「雑がみ」の分別リサイクルの拡大に向け, 平成26年6月から, ①地域の「コミュニティ回収」による回収, ②古紙回収業者による回収, ③(①, ②の利用が難しい場合)「小型金属類・スプレー缶」の定点収集日での回収を3つの柱とした, 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開を開始した。

また, 平成27年2月には, 家庭での「雑がみ」分別を促進する実践ツールとして, 「雑がみ保管袋」を作成し, 市内全世帯に配布した。

さらに, ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の施行に伴い, 平成27年10月から「リサイクルできる紙類」を分別義務とし, 積極的な周知・啓発を図っている。

イ クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収

クリーンセンターに紙ごみの分別回収ボックスを設置し, 持込ごみ及び許可業者収集ごみの中から, 資源化可能な紙ごみを回収, 資源化する取組を平成24年7月から実施している。

- ・平成26年度回収量: 191トン
- ・平成27年度回収量: 298トン

(21) 事業ごみの減量及びリサイクルの推進

ア 事業用大規模建築物の所有者に対する指導啓発

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき, 事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対し, 廃棄物管理責任者選任届及び廃棄物の減量計画書の提出を求め, 減量等の指導を行っている。

- ・提出件数 2,289件 (平成27年度末現在), 提出率100%

また, 事業用大規模建築物の建築主に対し, 廃棄物の減量計画書の提出を義務付け, 建築段階から意識付けを図っている。

- ・提出件数 58件 (平成27年度末現在)

さらに, 平成24年度から, 事業用大規模建築物を対象に, ごみ減量・3R活動に積極的に取り組んでいる事業所を「優良事業所」と認定する制度を創設し, 事業者の取組意欲を増進させるとともに, 取り組むべき項目を明確化することで, 事業者のごみ減量・3R活動の意識高揚を図っている。

優良事業所数 58事業所 (累計) (平成27年度末現在)

イ 特定食品関連事業者に対する指導啓発

条例に基づき, 市内にある店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者に対し, 廃棄物の

減量計画書の提出を求め、減量等の指導を行っている。

・提出件数 50社・1,068事業所（平成27年度末現在）、提出率100%

さらに、平成25年度には、特定食品関連事業者の店舗（コンビニ2店舗）において、雑がみの分別回収に関するモデル事業を実施した。

ウ 排出事業者に対する指導啓発

(ア) 排出事業者指導

クリーンセンターでの搬入物検査において、分別義務違反が疑われる事業者に対し、訪問のうえ適正排出指導を行っており、平成27年度は273件の指導を行った。

(イ) ワークショップ・モデル事業の開催

平成24年度は、造園業者やせん定枝等の民間資源化施設の参加を得て、剪定枝等の資源化に向けたワークショップを開催し、平成25年度は、龍谷大学深草キャンパスから排出されるごみの減量を目的として学生、教職員等が参加する事業ごみ減量ワークショップを開催した。さらに、平成26年度には、事業所における紙ごみ等のごみ減量モデル事業を小学校、大学、百貨店、スーパー、自社ビル、テナントビル、ホテル・旅館、病院で実施し、平成27年度は中小事業所での紙ごみ減量対策を10事業所で実施した。

(ウ) 講習会の開催

平成23年度から事業ごみの排出に関する基本的なルールや、ごみ減量手法等を説明する講習会を開催しており、平成24年度は京大生活協同組合を対象として実施した。また、大規模事業所を対象として、平成25年度に8回、平成26年度に12回、平成27年度には58回、ごみ分別、減量についての講習会を開催している。

(エ) 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」の発行

平成23年7月から事業ごみの排出ルール、減量方法、優良事例等を分かりやすく紹介するニュースレター「ごみゆにけーしょん」を概ね年4回、計24回（平成27年度末現在）発行している。

(オ) 「廃棄物の適正処理ガイドブック」の発行

事業系廃棄物について、分かりやすく解説し、適正処理はもとより分別や減量に役立つ「廃棄物の適正処理ガイドブック」を発行している。

(カ) せん定枝等の資源化施設への誘導

持込ごみの中のせん定枝等の資源化を進めるため、排出事業者や造園業者等を訪問し、せん定枝等の民間資源化施設への誘導を図るとともに、持込ごみの搬入者に対し、チラシを活用した啓発を行っている。

エ 業者収集ごみ処分手数料の改定

一般廃棄物収集運搬業許可業者が排出事業者から収集したごみをクリーンセンターへ搬入する際の処分手数料について、事業ごみの減量やリサイクルの推進の観点から、平成20年4月から段階的に改定しており、平成26年4月に、800円/100kgから1,000円/100kgに改定した。

<業者収集ごみ処分手数料（許可業者搬入手数料）>

年度	単位	手数料
～19年度	100kg までごと	500円
20～22年度		650
23～25年度		800
26年度～		1,000

オ 業者収集マンションに対する指導啓発

平成22年2月に業者収集マンションにおける分別ルールや入居者への周知方法等に関する届出制度を創設するとともに、同年6月からは透明袋による排出を義務化するなど、分別の徹底を図る取組を実施している。

さらに、条例の改正により、平成27年10月からは市収集マンションも含め、共同住宅等の所有者に対して、本市への届出と併せて、居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発を義務化した。

・届出数 4,667件（平成27年度末現在）、提出率100%

また、業者収集マンションの管理者や居住者に対しては、プラスチック製容器包装をはじめ、缶・びん・ペットボトルなどの更なる分別の徹底を図るために、チラシやポスター等を配布するなどの分別啓発指導を行うとともに、業者収集マンションの管理者を対象とした講習会を毎年開催するなどの取組を行っている。

(22) 一般廃棄物処理業者に対する指導

一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に対しては、法令で定める一般廃棄物処理基準等の遵守状況を確認するなど、徹底した取組を実施しており、許可業者への個別訪問やクリーンセンターにおける許可業者が収集したごみの搬入物検査を通じた指導、代表者・従業員を対象とした研修や廃棄物の適正処理・収集業務について解説したハンドブックの活用による啓発などを行うことにより、適正処理の確保を図っている。また、自己PR制度や優良事業者認定制度（平成27年度末現在で19業者認定）など、許可業者の積極的な適正処理の取組を促進するための制度も実施している。

<一般廃棄物処理業者数（平成27年度末現在）>

区 分	収集運搬業		処分業
	事業系ごみ	品目限定（※）	
業者数	79 業者	141 業者	9 業者

※ 品目限定許可の内訳

- | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| ・魚アラ | 6 業者 | ・ちゅうかい | 2 業者 |
| ・実験動物の死体等 | 2 業者 | ・木くず | 90 業者 |
| ・食品廃棄物 | 41 業者 | | |

(23) 魚アラリサイクル事業

魚のアラは、水分が多く焼却に適さず、適正処理が困難なため、飼料の原料となる魚粉へのリサイクルを行っている。

平成7年に経営が破綻した市内唯一の化製場を本市が買収し、本市、学識経験者、地元住民代表者、排出業者、収集業者等で構成する「京都魚アラリサイクル推進協議会」を設立し運営を行っていた。平成19年度に本市が施設の建替え整備を行い、平成20年4月からは「京都市魚アラリサイクルセンター（愛称：おさかなエコ館）」として本市の直営により運営を行っており、平成25年10月からは運転維持管理業務の民間委託化を実施している。

4 ごみ処理

(1) 燃やすごみ収集

一般家庭を対象に、市内7箇所のみち美化事務所が所管区域を2方面に分割し、月木、火金の曜日の組合せで週2回定曜日収集を行っている。平成18年10月からは有料指定袋制を実施している。

区 分	26年度	27年度
作業日数	207日	207日
収集量	200,263トン	193,996トン

(2) 資源ごみ収集（缶・びん・ペットボトル）

週1回の定曜日収集を行っている。

区 分	26年度	27年度
作業日数	154日	156日
収集量	12,976トン	13,525トン

(3) 資源ごみ収集（プラスチック製容器包装）

週1回の定曜日収集を行っている。

区 分	26年度	27年度
作業日数	259日	260日
収集量	9,118トン	9,929トン

(4) 大型ごみ収集

一般家庭から排出される家具類や電化製品等の大型ごみについては、電話申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っている。

区 分	26年度	27年度
作業日数	258日	260日
収集量	3,796トン	4,068トン
手数料調定額	166,626,000円	165,021,200円

(5) 年末年始ごみ、供物収集

年末年始に燃やすごみ及び資源ごみの定期収集作業を年末年始収集作業に切り替えるほか、お盆には市内約600箇所にも供物受納場所を設け、精霊送りの供物などを回収する特別作業を行っている。

区 分	26年度	27年度
年末年始	1,846トン	1,437トン
供物	96	92

(6) 死獣収集

犬、猫の死体は、電話申込みにより生活環境美化センターが専用車で回収している。

区 分	26年度	27年度
取扱件数	9,483 (3,297) 件	9,284 (3,156) 件
手数料調定額	17,775,000円	14,927,880円

注 () 内の数値は、有料取扱分で内数

(7) ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすごみ、資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を平成20年1月から全市で実施している。ごみの排出がない場合、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンによる声かけを行っている。

	26年度	27年度
利用世帯数	3,006件	3,279件

(8) ごみ処理，最終処分量

区 分	26年度	27年度
焼却	434,671(18,473)トン	412,283(16,236)トン
直接埋立	2,748	2,012
資源回収	20,660	21,891
排水等	3,336	3,420
合 計	461,415	439,606

注 () 内の数値は、破碎後焼却分で内数

京都市循環型社会推進基本計画（2015-2020）の定義に基づき、市施設に搬入した一般廃棄物のみを集計

(9) まちの美化の推進及び飲料容器の資源の有効利用の促進対策

美しく快適な生活環境の保全、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成及び地域経済の発展に資することを目的として、平成9年8月に「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）を施行した。

ア 美化推進強化区域の指定

市長が特に飲料容器及び吸殻等の散乱を防止する必要があると認める区域について、美化推進等対策審議会の答申を経て美化推進強化区域として指定した。

イ 自動販売機の届出

条例に基づき、屋外に自動販売機を設置する際の届出を義務付けることにより、飲料容器（空き缶、ペットボトル等）の回収容器設置を徹底している。

区 分	26年度	27年度
美化推進強化区域	43地域	43地域
自動販売機届出数	23,429台	23,935台

ウ まちの美化推進住民協定の締結の促進

市民及び事業者が、一定の区域を定め、当該区域内における美化の推進等を主たる目的として協定を締結し、市長が基準に適合していると認めた場合は、協定の締結者に対して必要な支援を行う。

住民協定数 409団体（平成27年度末現在）

エ 不法投棄防止策

全庁体制による大規模不法投棄多発地対策をはじめ、住民通報に迅速に対応する体制を確立して、不法投棄防止に取り組んでいる。また、不法投棄多発地及び美化推進強化区域を中心とした監視パトロールや啓発看板の設置を行い、ごみの散乱防止に努めるとともに、市内各所に不法投棄されるごみの撤去、収集を行っている。

	26年度	27年度
収集量	250トン	203トン

(10) 世界の京都・まちの美化市民総行動

市民、事業者及び行政の協働により、「世界一美しいまち・京都」の実現を目指して、門掃き、ごみのポイ捨て禁止、持ち帰り推進等の呼び掛けや不法投棄、放置自転車、違反広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた取組を行っている。

	26年度		27年度	
実施日	6月1日	11月2日	5月31日	11月1日
参加者数	約330人	約3,600人	約350人	約3,780人

(11) 許可登録申請及び定期検査

ア 廃棄物処理業許可申請手数料

区 分	26年度		27年度	
	件数	調定額	件数	調定額
一般廃棄物処理業	49件	735,000円	128件	1,920,000円
産業廃棄物処理業	81	6,176,000	54	4,179,000
廃棄物処理施設設置	5	570,000	2	250,000

イ 自動車リサイクル法登録・許可申請手数料

区 分	26年度		27年度	
	件数	調定額	件数	調定額
引取業・フロン類回収業	70件	254,000円	20件	83,000円
解体業・破碎業	23	1,646,000	2	147,000

ウ 廃棄物処理施設定期検査手数料

区 分	26年度		27年度	
	件数	調定額	件数	調定額
廃棄物処理施設定期検査	0件	0円	0件	0円

(12) 施設

ア クリーンセンター

	南部クリーンセンター第一工場	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	伏見区横大路八反田29番地	左京区静市市原町1339番地	右京区梅ヶ畑高鼻町27番地
総面積	172,000㎡ (※)	265,388㎡ (破碎施設含む。)	94,867㎡ (再資源化施設含む。)
工場敷地面積	25,832㎡	22,783㎡ (破碎施設含む。)	20,853㎡ (再資源化施設含む。)
竣工	昭和61年6月3日	平成13年3月31日	平成19年1月10日
総工費	199億8,000万円	506億1,000万円	320億200万円
焼却能力	600 t / 24h	700 t / 24h	400 t / 24h

※ 南部クリーンセンターの総面積には、第一工場だけでなく、破碎施設・横大路学園・南部資源リサイクルセンター・廃食用油燃料化施設・伏見まち美化事務所・消防ヘリポート等を含む。

イ 東部山間埋立処分地<エコランド音羽の杜>

不燃物やクリーンセンターから排出される焼却残灰を埋立処分している。

所在地 山科区東野東山，西野東山，柳ノ辻東山，伏見区醍醐陀羅谷

開設 平成12年4月1日

面積 約1,564,000㎡

埋立容量 約4,500,000㎥

ウ 再資源化施設

(ア) 選別・圧縮施設

	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
	南部資源リサイクルセンター	北部資源リサイクルセンター	西部圧縮梱包施設	横大路学園
所在地	伏見区横大路千両松町447番地	右京区梅ヶ畑高鼻町27番地	西京区大枝沓掛町26番地	伏見区横大路千両松町277番地 他
敷地面積	約7,000㎡ (※)	—	18,937㎡	約6,000㎡ (※)
竣工	平成11年3月	(北部クリーンセンターの一部)	平成19年9月	平成19年10月
総工費	約37億円		約14億円 (改修費)	約6億円 (改修費)
処理能力	60 t /5 h	40 t /5 h	60 t /15 h	20 t /5 h

※ 南部クリーンセンターの一部

(イ) その他

	魚アラリサイクルセンター(おさかなエコ館)	廃食用油燃料化施設
所在地	伏見区横大路千両松町205番地	伏見区横大路千両松町447番地
敷地面積	3,400㎡	1,900㎡
竣工	平成20年3月	平成16年5月
総工費	約21億円	約7億5,000万円
処理能力	33 t /7 h	5,000 ℓ/7 h
処理対象物	魚アラ → 魚粉	廃食用油 → バイオディーゼル燃料

(13) 施設整備

ア 焼却灰溶融施設整備事業

本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地の延命を図るため、平成16年度から整備を進めてきた焼却灰溶融施設については、試運転中に度重なるトラブルが発生したため、工事請負業者である住友重機械工業株式会社(以下「住友重工」という。)が、契約で定めた工期である平成22年5月31日までに施設を引き渡すことができず、さらに工期から3年以上経過してもなおトラブルが発生し、住友重工が自ら最後の機会と認識したうえで設定した期限である平成25年8月末日までに施設を引き渡すことが不可能となったため、本市は平成25年8月5日付けで契約を解除した。

これに伴い、未完成の焼却灰溶融施設は無価値となったため、平成25年11月29日に住友重工に対して損害賠償等の請求を行い、督促文書等により、再三にわたり請求に応じるよう求めたが、住友重工はこれに応じなかったため、損害賠償等を求める訴えを提起しており、現在係争中である。

イ 南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備事業

南部クリーンセンター構内敷地において、平成18年度に休止した第二工場の建替え整備を行う。

既存の施設を解体・撤去した後に、焼却施設、選別資源化施設、生ごみ等からエネルギーを回収するバイオガス化施設等を建設するとともに、先進技術によるごみ処理をはじめ、地球環境やエネルギーについて楽しく学ぶことのできる、世界最先端の環境学習の拠点となるよう整備する。

平成25年10月に「南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事」の契約を締結し、施設的设计を進めるとともに、平成26年4月から既存建物等の解体撤去工事を開始した。平成27年8月に解体撤去工事が完了し、同月から建物新築工事に着手している。さらに、平成27年12月には別途発注工事（電気設備工事・衛生設備工事・空調設備工事）の契約を締結した。

(ア) 債務負担行為設定額

建替え整備工事 37,817,000,000円（平成25～30年度）

別途発注工事 3,469,500,000円（平成27～30年度）

- (イ) 処理能力
- 焼却施設 500 t / 24h
 - 選別資源化施設 180 t / 6h
 - バイオガス化施設 60 t / 24h

(ウ) 建替え整備工事

本体工事 (請負人)：日立造船・鹿島・要・公成・増田特定建設工事共同企業体

(工期)：平成25年10月28日から平成31年3月31日まで

電気設備工事 (請負人)：昭和・高崎特定建設工事共同企業体

(工期)：平成27年12月12日から平成31年3月31日まで

衛生設備工事 (請負人)：シンテック・橋本特定建設工事共同企業体

(工期)：平成27年12月12日から平成31年3月31日まで

空調設備工事 (請負人)：シンテック・橋本特定建設工事共同企業体

(工期)：平成27年12月12日から平成31年3月31日まで

5 し尿処理

(1) し尿処理

概ね20日ごとの定日収集を実施する。収集したし尿は、し尿前処理施設において土砂・木くず等の固形物を除去した後、全量を公共下水道へ投入している。

ア 収集対象戸数

区分	26年度	27年度
直営*	26戸	34戸
委託	5,006	4,582
合計	5,032	4,616

※ 直営については、上記の対象戸数以外に仮設トイレ（年間約2,500件）及び公衆便所の収集を担当している。

イ し尿収集量

区分	26年度	27年度
直営	1,322k0	1,243k0
委託	10,329	9,525
合計	11,651	10,768

(2) ふん尿処理手数料

下水道処理区域の場合等とその他の場合別に、人数又は収集量に基づき算定し、口座振替制又は納付書により徴収している。

＜し尿処理手数料調定状況＞

区 分	26年度		27年度	
	調定件数	調定額	調定件数	調定額
現年度分	18,970件	86,436,220円	17,644件	80,938,130円
過年度分	3,098	9,416,800	2,854	9,112,700
合 計	22,068	95,853,020	20,498	90,050,830

(3) 公衆トイレ

環境政策局所管の公衆トイレは、75箇所設置している（平成27年度末現在）。利用状況に応じて毎日1～4回清掃するとともに、詰まり・故障等には応急対応を行うことにより、快適にご利用いただけるよう努めている。

＜環境政策局が所管・維持管理する公衆トイレ＞

	26年度	27年度
所管するトイレ数	75箇所	75箇所
維持管理・清掃するトイレ数（他局所管を含む）	79(5)※	78(4)※

※（ ）は地元で清掃していただいているトイレ数で内数。

6 産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進

(1) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の推進

平成23年3月に策定した「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、排出事業者に対する指導の充実、優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進、効果的な啓発や環境教育の実施等に取り組んでいる。

ア 産廃処理・3R等優良事業場認定制度（産廃チェック制度）

産業廃棄物の適正処理や3Rに向けた排出事業者の意識の向上を図るため、各事業場が活用できるチェックシートを広く配布するとともに、自己チェックの結果等が一定の基準を満たす事業場を認定・公表する「産廃処理・3R等優良事業場認定制度」を平成25年4月から実施している。

イ 産廃処理業者情報公表制度

市内の中間処理業者から、事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況などを記載した報告書の提出を受け、市ホームページに掲載し、公表する「産廃処理業者情報公表制度」を平成24年4月から実施している。

ウ 市民啓発事業

「環境フォーラムきょうと」を公益社団法人京都府産業廃棄物協会と共催で実施するとともに、産業廃棄物処理施設の見学会を開催している。

(2) 排出事業者指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の適正な処理、発生抑制等を促進するための指導を進めており、産業廃棄物の多量排出事業場、特別管理産業廃棄物の排出事業場、建設リサイクル法に基づく届出に係る現場、不適正な処理があった事業場等に対する立入指導を実施している。

また、産業廃棄物管理票交付等状況報告書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書、

産業廃棄物処理計画書等の提出を受け、廃棄物の排出状況や処理状況の把握に努めている。

(3) 許可業者・許可施設指導

他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者に対し、適正処理と良好な維持管理を確保するため、定期的に立入指導や立入検査を実施するなど、許可業者や施設設置者の指導、監督を行っている。

また、使用済自動車の適正処理やリサイクルの推進を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、登録・許可業者の指導、監督を行っている。

(4) 不適正処理対策

不適正処理行為が頻発又は継続する地域の定期的なパトロール、ヘリコプターによる空中監視、京都府、滋賀県及び大津市との合同による産業廃棄物運搬車両に対する路上検問活動等を実施している。

また、市民からの苦情や通報に基づき現地調査等を行い、違反行為の改善のための指導を行うとともに、京都府警察本部、各警察署とも連携しながら不適正処理対策に取り組んでいる。